

平成30年2月6日

平成29年度包括外部監査結果報告書の概要

秋田市包括外部監査人
公認会計士 長村 彌角

1. 監査の対象

子ども・子育て環境の充実に関する事業の執行について

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

(2) 選定した理由

我が国の人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に公表した将来推計によると、平成75年には8,808万人にまで減少するとされている。また、単に人口が減少するだけでなく、高齢化が進行し、同推計によると、65歳以上の人口割合は平成27年の26.6%から平成77年には38.4%と2.6人に1人が65歳以上になるとされている。秋田市においても、平成22年に約32万4千人だった人口が、平成52年には23万5千人にまで減少し、65歳以上の人口割合も平成52年には約42%に達すると予想されている。

このような状況の中、秋田市が平成28年3月に公表した第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」(以下、「総合計画」という)では、人口減少問題を正面から受け止め、喫緊の最重要課題として取り組むとされている。そして、同計画において、「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」という基本理念を掲げ、人口減少対策の1つとして子育て支援に重点を置くとされており、市民の関心も高い領域であると考えられる。

以上を踏まえ、子ども・子育て環境の充実に関する事業の執行について監査する意義があると判断し、特定の事件として選定した。

(3) 対象とした期間

原則として平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

ただし、必要に応じて平成27年度以前、及び平成29年度の執行分を含む

(4) 外部監査の実施期間

平成29年8月29日から平成30年2月6日まで

2. 監査の視点

(1) 子ども・子育て環境の充実にに関する事務・事業の執行について

子ども・子育て環境の充実にに関する主な取組・事業について、関連規程や業務マニュアル等に基づく執行がなされているか、また、経済的、効率的、かつ、有効に実施されているか、さらに、適切な目標管理が実施されているかという観点で監査を実施した。

(2) 情報システムの運用管理について

子ども・子育て環境の充実にに関する取組・事業において使用している情報システムの運用管理について、関連規程や業務マニュアル等に基づき実施されているかという観点で監査を実施した。

3. 監査の指摘及び意見

平成29年度包括外部監査の指摘及び意見は次のとおりである。なお、以下の指摘及び意見欄に記載した番号は監査報告書の指摘及び意見の番号であり、また、同欄の()内は監査報告書の頁を示している。

(1) 「3. 子ども・子育て環境の充実にに関する事業の施策体系」における指摘及び意見

指摘	意見	指摘及び意見の内容
(2) 主な事業における事業評価		
	1 (P16)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における平成22年度から平成29年度(11月末まで)の貸付件数は減少傾向にある。この要因は、子ども総務課からの回答にあるとおり、他の主体が実施している奨学金の存在によるものと考えられる。例えば、日本学生支援機構の奨学金は学校を通じて申請することが可能であり、申請者の手間が少ない。秋田県育英会の奨学金では入学金や教科書代などの準備資金も対象となっており、市が実施している貸付よりも対象範囲が広い。なお、市が実施する貸付では、他の主体が実施している奨学金では対象とならない転宅資金等も対象となるが、転宅資金等の貸付について、近年はほとんど貸付実績がない状況である。 本事業は法定の事業ではあるものの、このように実績が計画最終年度の目標値を大きく下回っていることや他の主体が実施している奨学金と目的が重なるところがあることなどを勘案し、計画

指摘	意見	指摘及び意見の内容
		最終年度の目標値の見直しや予算設定額の見直しも含め、事業の実態に合った実施方針について検討することが必要と考える。
	2 (P20)	すこやか子育て支援事業を実施するにあたり、目標値の設定根拠が不明では市民への説明責任を果たすことができず、また、適切な目標管理も実施できない。計画立案時の目標値の設定に関する考え方については、例えば定型の様式を用いて記録した上で、保存する必要がある。

(2) 「4. 各事業ごとの事務の執行」における指摘及び意見

指摘	意見	指摘及び意見の概要
(2) 施設型給付・地域型保育給付		
	3 (P25)	「秋田市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、子ども育成課において毎月1日、15日の2回、入所審査を行う。入所審査の後、決定通知を発送するが、決定通知の発送履歴を記録していないため、決定通知の発送漏れを看過するリスクが想定される。発送履歴の記録を行い、発送漏れを看過するリスクを防止する体制を構築する必要がある。
	4 (P26)	支給認定業務に関する手続がマニュアルや業務フローとして見える化されていない。担当者の交代による引継ぎ時や病欠・出張等による一時的な不在時に業務の精度が落ちないように、一連の業務に関する手続をマニュアルや業務フロー図として見える化すべきである。
	5 (P26)	施設の人員に関する最低基準の充足状況や加算項目の検証は、認定時の書類による確認と、年1回の指導監査による確認により行っている。しかし、年度中の離職等で施設の人員に関する最低基準や加算基準を満たさなくなっている可能性もあるため、検証は毎月実施することが望ましい。
	6 (P26)	平成28年度の給付額の上位5施設（白百合保育園、あきたチャイルド園、にいだこども園、ごしょの保育園、山王幼稚園・保育園）を選定し、「子ども・子育て支援教育・保育給付費請求書」、「在籍園児一覧」の閲覧、及び金額の照合をしたところ、「子ども・子育て支援教育・保育給付費請求書」、「在籍園児一覧」に施設指導室職員がチェックしたことを裏付けるチェックの証跡がないものが散見された。請求先の住所や請求者名、口座情報について、実態と相違していないか確認することは、公金が不適切に支給さ

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		れるリスクを回避するための重要な行為であり、チェックの証跡を残す必要がある。
	7 (P31)	内閣府の子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である保育利用率の目標値を定めることとされている。これについて市は、未来プランにおいて、保育利用率50%を目標として設定しているが、目標数値として50%を採用した根拠が明確でない。国は、子育て安心プランにおいて、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童の解消に必要な予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保したうえで、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしている。また、仮に女性就業率を80%とする場合、1・2歳児の保育利用率は60%程度必要という推計結果が示されている。このような考え方を参考に、事業目標である保育利用率の設定根拠を整理し、見直しの検討をする必要がある。
1 (P31)		保育利用率を事業目標の指標として設定しているが、市は毎年の保育利用率の実績の把握及び目標との乖離の分析をしていない(子ども育成課から入手した基礎データを基に監査人が試算した直近の実績は48%)。事業目標値が国の推計値よりも低いことに加え、実績把握等すらもなされていないということは、目標管理自体を行っていないと言える。毎年の保育利用率の実績の把握、及び目標との乖離の分析をすることにより、PDCAサイクルを回して効果的に事業を実施する必要がある。
	8 (P31)	平成28年度当初は待機児童がゼロとなっているものの、入所不承諾者数の内訳を見ると、「第一希望のみ、転園希望、紹介先に変更しない等」の理由の児童が合わせて151人いる。これらの児童については、待機児童の定義には該当しないものの、利用者の希望と受入体制の不一致により生じていると考えられる。また、「平成28年4月2日以降待機児童」と区分されている児童が50人いる。平成28年3月1日時点の調査における待機児童は合計112人おり、この中には年度途中で出生した0歳児が87人いるが、残りの待機児童25人の中には、年度当初に入所不承諾

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>者数の中にカウントされている児童がいる可能性がある。入所不承諾者数にカウントされている児童は”潜在的待機児童”として捉え、対策を進めていくことが必要であり、潜在的待機児童の受け入れ先を確保することは、待機児童が生じる可能性を低下させ、ひいては母親等の就業機会の拡大にもつながる。</p> <p>市が公表している平成28年12月27日時点の教育・保育施設等の受入可能状況によると、地区によっては3歳未満児の受入余剰が生じており、合計すると62人の受入余剰がある。受入余剰が生じているにもかかわらず、待機児童や潜在的待機児童が解消しない原因は、保護者が登園可能と判断する範囲内に受入施設がないためである。したがって、利用希望者側のニーズにあった地区別定員数の見直しを進めるために、教育・保育施設等の再配置を引き続き推進することが必要である。また、他市で見られる事例として、市内の企業や大学病院への働きかけにより、事業所内保育施設の整備を促すことも考えられる。このような施策により、後述する保育士の確保を含め、”潜在的待機児童”対策を強力に講じていくように検討すべきと思われる。</p>
(3) 児童福祉施設等整備費補助金		
	<p>9 (P36)</p>	<p>平成28年度の保育士人材バンクの登録者524人のうち、市内の保育所等に就職した人数は6人にすぎず、ハローワークの求人数78人に対して著しく少ない人数である。保育士人材不足が待機児童の発生の要因の一つであることは明白である以上、市は求職者と保育所等のマッチングを高める施策を一層強化していかなければならない。例えば、保育士が無償若しくは低額で保育士宿舎を利用できるような支援、未就学児を持つ保育士に対する保育料援助や貸付制度の導入、現在保育士として勤務していない方に対する復職準備金の援助や貸付制度の導入、保育士試験による資格取得費用の援助等の資金面での支援を行うことや、園児台帳や指導計画、保育日誌の作成をパソコンやタブレット等でも行うことができるようICT化を推進し、事務作業の効率化を図ることや登録者の個別のニーズに沿ったキャリアパスを整備していくことも考えられる。</p> <p>相談会等については、人材バンク登録者は平日に勤務している方もいると思われることから、例えば土日開催やWEB開催の機会を設けることや、夜間に開催する回を設ける等、参加者を増す</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>ための更なる工夫が必要である。研修案内についても、現状は登録住所へ1回チラシを送付するのみであるため、電話やメールの送信等、登録者と確実なコンタクトを取る努力を講ずる必要がある。</p> <p>また、平成29年度は、保育士・保育所支援センターの効果もあり9人の保育士採用ができていますが、そもそも離職者数を把握していないため、保育士が純増しているか否かは不明である。新規採用に努める一方で、離職データの把握と原因分析、保育士の満足度調査等を実施し、現在勤務している保育士の離職防止策を検討するというクルマの両輪での施策で、保育士人材の確保事業の目的を果たしていく必要がある。</p> <p>同時に、各年度の保育士採用人数や離職者数（離職率）等の定量指標を適切に設定し、計画と実績の乖離が生じた場合には原因を分析し翌年度を待たずに事業計画に反映させるといった、早いアクションを取る仕組みが必要である。</p>
(4) 放課後児童健全育成事業		
2 (P40)		<p>平成28年度は、施設側との日程調整がつかず、子ども育成課による施設の訪問調査が実施されていない。訪問調査用に「秋田市放課後児童健全育成事業状況調査票」が用意されており、当該調査票には、運営関係、会計処理関係、委託料関係、ガイドライン関係の各区分ごとに、詳細な調査項目が記載されている。調査項目に則して調査を行うことで、施設が不適切な運営を行っていないか、あるいは非効率な運営を行っていないか等を検証することが可能となる。</p> <p>したがって、施設側と確実に日程調整を行い、訪問調査は必ず実施する必要がある。</p>
	10 (P40)	<p>毎年、利用者から子ども育成課に対して、職員の対応への不満等についてのインシデント報告があるが、当該申し出への対応方針が明確に定まっておらず、その都度担当者が対応している状況である。インシデントに対しては、子ども育成課として統一的な方針（インシデント対応マニュアルの整備徹底など）に従って対応し、誰が対応しても均質性が保たれるようにする必要がある。</p> <p>また、利用者の中には、施設との関係悪化を恐れて、不満を言いたくても言えないケースも存在する可能性がある。このような「モノ言えぬ利用者」を看過しないよう、定期的に利用者への満</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>足度調査等を実施し、施設への指導や次年度以降の委託契約に反映させるよう検討が必要である。</p>
	<p>1 1 (P40)</p>	<p>「秋田市放課後子ども総合プラン実施要綱」によると、委託を受けようとする放課後児童クラブは、事業計画書に予算書等を添えて提出し、市が当該要綱に適合すると認めるときに委託契約を締結することと定められており、市は、予算書が事業計画に沿った予算であるか確認した上で委託契約しているが、委託先の財務状況の分析は行っていない。委託先は株式会社、社会福祉法人、学校法人、個人運営などの民間事業者であるが、少子化等により各事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあると推察できる。財務状況の悪化は事業継続リスクを生み、仮に事業停止となった場合には児童本人はもちろん、保護者の就業にも影響を与えるリスクがある。</p> <p>市は委託先の財務状況を定期的に確認し、事業継続が懸念される事業者がある場合には市の関係部署と連携して、事業継続に向けて必要な助言指導を行っていく仕組みを検討する必要がある。また、上記の手続を可能とするために、「秋田市放課後子ども総合プラン実施要綱」の見直しを検討する必要がある。</p>
	<p>1 2 (P41)</p>	<p>市は、放課後児童クラブの利用者が年々増加傾向にあり、また、新制度に伴う児童一人当たりの面積要件の変更に対応するため、放課後児童クラブの整備に対する補助制度を設け、放課後児童クラブの整備の促進を図る方針であるが、放課後児童クラブの定員充足状況を確認したところ、多くのクラブが定員割れとなっている一方で、一部のクラブでは待機児童が発生している。すなわち、需要に対応した施設整備がなされていない状況にあると考えられる。</p> <p>施設の整備を進めても児童受け入れ増加に繋がらなければ、効果的な事業とは言えない。そのため、まずは地域別に定員割れとなっている要因を調査する必要がある。その上で、さくら学童保育クラブ、東児童クラブ、飯島児童クラブ、広面子育てステーションのように、今後引き続き需要が見込まれる地域については、待機児童が発生しないよう、優先的に施設整備を行う等の優先順位を付けたクラブの再編を実施するなど、利用者のニーズに応じた効果的な施策を検討する必要がある。</p>
	<p>1 3</p>	<p>市が住民のニーズ調査を実施した結果の平成31年時点での利</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
	(P43)	<p>用見込は1, 597人であり、これは平成25年度時点での利用人数1, 270人、平成28年度末時点実績値の1, 397人から、過去3年間の利用者の伸び率10%が今後も続くことを想定したものである。</p> <p>一方で、平成28年度末時点の実績値1, 397人と目標数値1, 824人には大きな乖離がある。足元の実績が目標と大きく乖離しているのは、放課後児童支援員の不足というソフト面での制約に加え、施設の配置と利用者のミスマッチ状況を表現しない設定であることも大きく関係しているものと考ええる。目標は、その設定根拠に合理性がなければ、実績評価にあたっての物差しとならなくなる。適切な事業評価を行うために、他の事業施策を含め総合的に勘案し目標数値の妥当性について再考する必要があるものと考ええる。</p>
(5) 幼稚園就園奨励事業		
	14 (P48)	<p>幼稚園就園奨励事業の目標指標として「適正な補助」と記載されているが、明確な目標指標となっていない。従って、平成28年度の事業評価の方法も、「申請に対して適正な補助がなされたかどうか」という、不明確な評価方法となっている。</p> <p>秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅲや、秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果から、少子化対策として、子育てに係る経済的負担を軽減する事業に取り組むことは重要である。ただし、事業実施のための財源には制約があるため、高い効果が見込める事業に予算を優先的に充当することが求められる。このため、目標指標を明確にすることで事業実施に際しての物差しを定め、効果的な事業評価を実施できるようにすることが必要である。例えば、保護者の満足度を指数化して目標指標とし、補助金交付により保護者の満足度指数の向上に影響が見られない場合には要因分析を行い事業目標を見直す、逆に、大きな効果が見られた場合には、例えば子育て世帯の経済的負担をより軽減するための市独自の補助制度を更に設けるなど、明確な事業目標に基づくPDCAサイクルにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図る等の検討が必要である。</p>
(6) 妊産婦健康診査		
	15 (P49)	<p>秋田市は、妊産婦の健康診査と妊婦の歯科健康診査について、各医師会と委託契約を締結している。</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>これらの委託契約には、主に以下2点の不明確な事項がある。</p> <p>1点目は、妊産婦健康診査業務委託契約及び妊婦歯科健康診査業務（市外分）委託契約に関して、各医師会と各医療機関の関係である。すなわち、市との委託契約における委託先は各医師会であるが、各医師会は健康診査を実施する医療機関を取りまとめ、健康診査を実施させるものとしており、健康診査の実施と委託料の市への請求は各医療機関が行い、委託料は秋田市から各医療機関に支払われている。</p> <p>この点について、医師会の会員は各医療機関に所属する医師であり各医師会の職員ではない。従って、契約形式的には各医師会から再委託契約において各医療機関への委託がなされる必要があるものとする。</p> <p>なお、妊婦歯科健康診査業務委託契約については、委託料の請求は医師会が行い委託料は市から医師会に支払われるが、直接の委託先である秋田市歯科医師会と各医療機関の間には再委託契約などない状況は同様である。</p> <p>2点目は、業務管理等の実施主体である。すなわち、妊婦歯科健康診査業務では、妊婦歯科健康診査業務管理委託契約において秋田市歯科医師会に対して歯科健康診査の業務管理等を市が委託しているが、妊産婦健康診査業務及び妊婦歯科健康診査業務（市外分）では、業務管理等に関する記載が契約上無く、業務管理等の実施主体が明確にされていない。</p> <p>秋田市財務規則第135条では「市長は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。」とされているが、上記の委託契約における各医師会と各医療機関との関係は秋田市財務規則第135条に照らし妥当なものであるか検討し、上記不明瞭な点に関しては契約内容を見直す必要がある。また、業務管理等についても契約内容を見直し、取扱いを統一することが望まれる。</p>
	16 (P51)	<p>平成28年度の妊婦歯科健康診査業務委託契約は、契約候補を一事業者に限定した随意契約（以下、単独随意契約とする）により受託者（契約相手方：一般社団法人秋田市歯科医師会）を選定している。子ども健康課は、「随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針（平成26年12月10日 市長決裁）」に基づき、妊婦歯科健康診査業務委託契約の締結に関する事務手続きを</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>行っている。</p> <p>当該事務手続きについて、確かに、当該指針の別表である「随契事由の判断のためのチェックリスト」を用いて当該指針に沿った手順を実施している。しかし、随意契約理由内申書には、単独随意契約を締結する理由を「当該業務は、妊婦に対し歯科健康診査を実施するもの（ただし、秋田市内の医療機関で妊婦歯科健康診査を実施する場合に限る）であり、これら業務は専門の歯科医療機関が行う必要があることから、秋田市内の歯科医療機関の統括団体である相手方と契約するもの。」と記載しているのみであり、これでは随契事由として十分に具体性があるとは言えない。なぜなら、市は、「これら業務は専門の歯科医療機関が行う必要がある」とした上で、「秋田市内の歯科医療機関の統括団体」と契約するとしているが、これは、秋田市内の歯科医療機関と歯科医療機関の統括団体を同一視しているものと言える。すなわち、仮に統括団体に所属していない歯科医療機関があった場合、市は当該歯科医療機関を「専門の歯科医療機関」として認めていないかのようにも捉えることができる。よって、受託者の決定にあたっては、より具体的に記録として残す必要がある。</p>
	<p>1 7 (P52)</p>	<p>妊婦歯科健康診査は、妊娠期であれば妊娠週数を問わず受診できる。妊婦歯科健康診査業務委託契約では、受託者から市へ健康診査の結果や判定を記す受診票の提出が四半期毎であり、市が受診者（もしくは未受診者）を把握するタイミングが他の健診に比較し少ない。一方で、市では妊婦歯科健康診査の受診を勧奨するパンフレットにおいて、妊娠中は虫歯や歯周病リスクが高まること、歯周病菌が早産や低体重児出産の要因にもなりかねないことを周知している。</p> <p>このような重要な健康診査であることに鑑みると、妊娠期に妊婦が適切に歯科健康診査を受診していることを、他の契約同様に少なくとも毎月確認し、未受診者への受診勧奨につなげる活動が重要と考える。</p>
	<p>1 8 (P52)</p>	<p>市が行う妊産婦健康診査に関連する情報管理は、紙のみの管理と紙記載情報のデータ管理に大別されるが、双方の情報の同期はされていない。例えば、妊娠届や母子健康手帳交付申請者を妊産婦健康診査の対象者と捉えていながら、対象者単位では使用した受診票が把握されていない状況である。妊産婦健康診査では、母</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>体の健康状況が胎児に影響することを防止することが、健全な出産に向けて重要であり、早期発見・早期予防ができる体制でなければ健診事業の効果は高くはならない。</p> <p>市では、妊産婦健康診査などの情報管理支援インフラの整備を平成31年度目標に進めているところであり、これに合わせて妊産婦健康診査に関する未受診者の把握という課題の改善にも取り組む必要がある。</p> <p>妊産婦健康診査の各健康診査の適用期間に、受けるべき妊産婦が受診票を利用して受けているか否か、受診状況を適時把握した上で、未受診者に対する未受診理由の調査、そして、必要に応じて受診勧奨や保健指導に結び付ける仕組みを確立していく必要がある。</p>
	19 (P53)	<p>妊産婦健康診査費の支給申請を行う対象者は、出産後、すなわち妊産婦健康診査を受診した状態にある。よって、「里帰り等妊婦連絡票」を提出・受理する時点で、支給申請の際に必要な書類の説明を含め、申請に係る手順・手続の説明を十分に実施する必要がある。仮に支給申請時に必要な書類が具備されていないと、例えば、改めて県外の医療機関等へ赴く必要が生ずるなどといった申請者の負担が生じてしまうおそれがある。</p> <p>市は、上記事務に関して「マニュアルを整備し、申請に必要な書類や市民への説明に対する理解を標準化する」必要性を認識しており、実際にマニュアルを作成しているものの、担当職員間で標準化された申請者への説明に関する手順等が明記されていないため、マニュアルの改訂を行う必要がある。</p> <p>なお、上記の監査結果及び意見は、平成29年8月30日に子ども健康課担当職員へのインタビュー、及び平成26年度に作成したマニュアル「1 里帰り等連絡票の受付」を閲覧した結果に基づき記載したものである。インタビューの実施後、平成29年10月付けで当該マニュアルの改訂が行われ、本意見への対応が行われたことを確かめた。</p>
	20 (P55)	<p>妊婦健診延べ受診回数（妊婦一般健康診査受診票①～⑯）毎の利用総数の合計が指標として設定されているが、妊娠期及び出産期の母子の健康を確保するための指標であるならば、指標の範囲には妊婦歯科健康診査受診票や妊婦子宮頸がん検査（細胞診）、クラミジア検査等受診票等の他受診票を含めることが有効であ</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>る。指標の範囲に含まれていないこれらの受診票対象検査等も、市として妊娠期の健康診査として重要と評価しているのであり、これらを事業進捗を図る指標から除く理由はない。</p>
<p>3 (P55)</p>		<p>妊娠期及び出産期の健康診査の受診対象者数は、受診票の交付や出産のタイミングなどにより異なってくる。また、受診するか否かの行動も受診対象者個人の判断に左右される。一方で、母子の健康の確保を第一に考える場合、妊産婦健診の対象者が適切な時期に適切な健康診査を受診してもらうことが何よりも重要である。そのため、現在の事業目標指標である「妊産婦健診延べ受診回数」や「産後1か月健診受診者数」は必ずしも適切な指標とは言えないものとする。</p> <p>例えば「妊産婦健診延べ受診回数」に関しては、0歳児人口に指標が影響される算式となっているが、個々人の母子の健康確保との関連性は必ずしも高くない。また、「産後1か月健診受診者数」は0歳児人口に重要な影響を受ける算式となっており、個々人の母子の健康確保との関連性は、むしろ低いとも言える。</p> <p>母子健康法第13条では「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とされており、母子の健康確保を考えると、0歳児人口に左右されない個々人の受診率平均が当趣旨に適した指標と考えられる。市は、母子の健康確保にむけた取組みの実効性を上げていくためにも、個人別の受診率の把握ができる体制を構築し、指標の見直しに着手すべきである。</p>
<p>(7) 乳幼児健康診査</p>		
	<p>2 1 (P56)</p>	<p>秋田市は、乳幼児の健康診査と幼児の歯科健康診査について、各医師会と委託契約を締結している。</p> <p>これらの委託契約には、主に以下2点の不明確な事項がある。</p> <p>1点目は、乳幼児健康診査業務委託契約に関して、医師会と医療機関の関係である。すなわち、市との委託契約における委託先は医師会であるが、医師会は健康診査を実施する医療機関を取りまとめ、健康診査を実施させるものとしており、健康診査の実施と委託料の請求は各医療機関が行い、委託料は秋田市から各医療機関に支払われる。</p> <p>この点について、医師会の会員は各医療機関に所属する医師であり医師会の職員ではない。従って、契約形式的には医師会から</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>再委託契約において各医療機関への委託がなされる必要があるものとする。</p> <p>なお、幼児健康診査（歯科）業務委託契約、2歳児歯科健康診査業務委託契約については、委託料の請求は医師会が行い委託料は市から医師会に支払われるが、直接の委託先である秋田市歯科医師会と各医療機関との間には再委託契約などない状況は同様である。</p> <p>2点目は、業務管理の実施主体である。すなわち、2歳児歯科健康診査業務では、2歳児歯科健康診査業務管理委託契約において秋田市歯科医師会に対して2歳児歯科健康診査の業務管理等を市が委託しているが、乳幼児健康診査業務及び幼児健康診査（歯科）業務では、業務管理等に関する記載が契約上無く、業務管理等の実施主体が明確にされていない。</p> <p>秋田市財務規則第135条では「市長は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。」とされているが、上記の委託契約における各医師会と各医療機関の関係は秋田市財務規則第135条に照らし妥当なものであるか検討し、上記不明瞭な点に関しては契約内容を見直す必要がある。また、業務管理等についても契約内容を見直し、取扱いを統一することが望まれる。</p>
	2 2 (P58)	<p>幼児歯科健康診査業務委託契約、2歳児歯科健康診査業務委託契約について、【意見16】の記載と同様であるため、省略する。</p>
	2 3 (P58)	<p>乳幼児健康診査業務委託契約における委託料に関して、平成26年度以降、個別方式の委託料は受診者一人あたり3円の値上げを行っており、集団方式は改定がない。子ども健康課担当職員に委託料の見直しについてヒアリングしたところ、「契約更新時に、受託者と秋田市の間で医療費の公定価格である診療報酬を基準に試算の上、協議を経て決定している。」との回答を得たが、これらの協議や決定を行ったことの証跡は、契約の稟議書等から確認できなかった。乳幼児健康診査の委託料に関する妥当性をどのように実施したのかについて、記録を残すことが必要である。</p> <p>乳幼児健康診査は保険診療として実施されないものの、公的負担を投じて実施する事業である。これを鑑みると、乳幼児健康診査に係る委託料は、医療費の公定価格である診療報酬を基準に算出していることが、金額の妥当性を判断する上で望ましい。判断</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>に当たっては、地方自治法施行令第167条2第1項及び秋田市が定める「随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針」第4条(2)ア(カ)を随意契約の法令根拠とする場合は、秋田市の「随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針」第4条(2)イにおいて定めるとおり、委託料に係る調査を実施した上で、委託料の妥当性を確認する必要がある。</p> <p>さらに、集団方式で実施する幼児健康診査では、委託料の単価を一名の医師に対して一日あたりで委託料を設計している。集団方式の場合、健康診査日により受診者数の変動があること、さらに受診日は分散するものの幼児健康診査の対象児童数と延べ受診回数に当該年度前の予算設計の段階で大よその特定が可能である。つまり、幼児健康診査に係る委託料を一日あたりではなく、対象児一診察あたりとすることで、より検査項目に基づく委託料が設計できると考えられる。</p> <p>以上のことから、乳幼児健康診査業務委託契約における委託料の決定に当たっては、公定価格である診療報酬を基準に調査の上、その価格をもって受託候補者と交渉する必要がある。</p> <p>なお、子ども健康課担当職員に幼児歯科健康診査業務委託契約及び2歳児歯科健康診査業務委託契約の委託料の見直し状況をヒアリングしたところ、「受託者である一般社団法人秋田市歯科医師会と秋田市の間で委託料に関する打合せ機会を設け、双方合意の下で決定している。」との回答を得た。平成28年9月27日に実施した平成29年度の委託料等に関する打合せの「事務折衝(会議等)の報告票」を閲覧したところ、委託料について受診率の低下を理由に平成29年度の委託料を据え置きとする合意を確認した。</p>
	24 (P59)	<p>「乳幼児健康診査業務委託契約書」及び「幼児歯科健康診査業務委託契約書」では、交通費に関して仔細が定められていないことから、例えば、交通費の対象区間の起点・終点、有料道路の利用可否、自家用車や公共交通機関で移動した場合の扱いなどは不明瞭である。</p> <p>また、交通費を委託者が実費で負担する場合の区間(距離)は、契約で定める履行場所と受託者の所在地の間と定めることが一般的であるが、これでは健康診査に従事する医師及び歯科医師自身が勤務する医療機関や出先から直接に健康診査会場へ移動した場</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>合は負担外と扱われることになる。特に、幼児健康診査を受託する一般社団法人秋田市医師会の所在地は、集団健康診査会場である保健センターと同敷地内であり、交通費の支給を要する距離ではない。加えて、交通費の支給相手方は受託者である一般社団法人秋田市医師会及び一般社団法人秋田市歯科医師会であるはずであり、同医師会の指示の下に従事した医師や歯科医師に直接、支給される契約内容には読み取れない。</p> <p>市は、幼児健診業務委託（歯科を含む）の交通費の支給要件等について、交通費範囲や支給対象者等を検討し、次年度契約に反映させていく必要がある。</p>
	25 (P60)	<p>幼児健康診査を集団方式で行うことにより、対象者を集団の中で観察できることに加え、個別での関わりを通じて必要とする保健指導につなげやすいメリットがある。また、集団方式は委託費の抑制にもつながることから、経済性としても優れている。一方で幼児健康診査には必ず保護者等が付き添う必要があるため、平日午後の開催となれば、保護者によっては仕事を休み、健康診査を受診している可能性がある。</p> <p>受診率が個別方式の健診と同様に95%以上あり、市民からの改善要求もみられないことから、現行の健康診査サービス提供方法の見直しは検討していないとのことであるが、家族の形態や生活スタイルの変化、多様性ある働き方の時代となった今、集団方式の開催日程では受診できない対象者向けの個別方式の併用や週末開催を導入する等、サービス提供方法の再検討の余地があるものとする。</p>
	26 (P61)	<p>幼児歯科健康診査（1歳6か月児・3歳児幼児健診で行う歯科診察及び2歳児歯科健康診査）の平均受診率は、「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン」の指標であり、平成31年度末の目標値が90%であるのに対し、平成28年度の実績値が88%である。1歳6か月児と3歳児健診の歯科受診率は90%以上であり、歯科健康診査全体の受診率を引き下げているのは、2歳児歯科健康診査の受診率である。市は、2歳児の歯科健康診査の受診率向上に向けアンケートを実施したにもかかわらず積極的なアクションを起こしていない点を省み、具体的な行動計画を策定し実施する必要がある。</p>
	27	<p>「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン」の指標として、幼</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
	(P61)	<p>児歯科健診平均受診率をあげているとおり、幼児の歯科健診は市全体の健康増進を考える上でも重要な事業である。ところが、他の健康診査と比較しても受診率が低い2歳児歯科健康診査の未受診者に対して、受診に向けた積極的な行動が取られていない。</p> <p>2歳児歯科健康診査は、受診できる適用期間は2か月間にすぎず、受診できない場合には2歳6か月まで受診期間の延長がされる。そもそもの設定期間が短いことに加え、わざわざ延長期間を設定していることに鑑みれば、市の積極的な受診に向けた行動が非常に重要であり、是非とも実施する必要がある。</p>
	28 (P62)	<p>乳幼児健康カードは、対象児の保健・健康状態を記載する所謂「カルテ」であり機密性の高い文書と考えられる。保管先である3か所は、いずれも市の施設内であり部外者が容易に立ち入れない場所にあるが、直近の「乳幼児健康カード」を保管している倉庫は当該業務を担当していない職員も出入りできる状態でもあり、仮に特定のカードが抜かれても、その紛失を直ぐに発見することは困難である。</p> <p>現在、平成31年4月導入を目指し、乳幼児健康診査の結果や判定を含め、母子保健の統合的な情報システムの再整備が計画されている。しかしながら、情報システム導入以前の対象児については、現行の乳幼児健康カードの保管・利活用が生じることから、当該カードの運用管理のあり方についてルールを定め文書化し運用することにより、カードの紛失等に対するリスクへの対応を講ずる必要がある。</p>
(8) 児童手当支給事業		
	29 (P65)	<p>児童手当・特例給付認定請求書（以下、認定請求書とする）には、受付場所をチェックする欄と担当者を記載する欄が設けられている。平成28年3月申請分の認定請求書を通査したところ、受付場所のみが記載されており担当者名が記載されていない認定請求書や、受付場所も担当者名も記載されていない認定請求書が散見された。この点について子ども総務課に質問したところ、「窓口のシステム操作時にどの端末で受け付けたかが自動的にシステムに記録されるため、受付場所と担当者名は必ずしも記載する必要は無く、記載に関するルールは定めていない」旨の回答を得た。事務作業の不明瞭さを無くし、誰が実施しても同様の効果を得るために、認定請求書の様式を変更すべきではないか。こ</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>のような小さな作業であっても効率化する余地があるため、同様の作業があれば見直しの検討が必要と考える。</p>
	<p>30 (P65)</p>	<p>平成28年3月申請分の認定請求書を通査したところ、同意書が添付されているものが1件発見された(市民課受付分)。これは、市民課で受け付けた場合の、総合窓口システムの認定請求書様式が変更されていなかったことによっている。当総合窓口システム内の様式が変更されたのは平成28年12月であり、市民課では約1年間は異なる様式での受付がされていたことになる。その間、市民課では同意書の添付を求めてきたとのことである。なお、総合窓口システム内の様式変更までの1年間の受付数1,890件のうち、税情報の確認に関する同意書を添付させていたのは289件であった。</p> <p>市は、様式変更等があった場合には、関係する部署を網羅的に把握し、窓口サービスの均等化に努める必要がある。</p>
	<p>31 (P66)</p>	<p>児童福祉法において、保育料は児童手当から特別徴収が出来ることとされているが、市では特別徴収を実施していない。同法上、特別徴収を行うかどうかの判断は市町村に委ねられているものの、保育料や給食費等の滞納の解消は住民の期待するところと考えられる。</p> <p>この点につき子ども総務課に確認したところ、実施しないことについての積極的な検討はされていなかった。私立保育所の保育料における特別徴収は納付期限が未到来の保育料に対してのみ実施可能であり、年3回の児童手当支給タイミングで納付期限が未到来の保育料は各1ヶ月分のみであるが、少なくとも実施するか否かについては検討し、市の判断をしておく必要がある。</p>
(9) 児童扶養手当支給事業		
<p>4 (P69)</p>		<p>「秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例」では、諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは延滞金を課すと定めている。児童扶養手当の過払いによる返還金も同条例における「諸収入金」に該当するため、条例で定められた延滞金を課することが原則である。しかし、現状は延滞金を徴収しておらず、徴収するかどうかの検討結果も残されていない。この点について、子ども総務課からは、児童扶養手当の受給者はそもそも経済的に豊かでない場合が多く、減免の手続きを逸していた旨の回答があった。</p> <p>確かに、児童扶養手当の受給者は経済的援助が必要な家庭に対</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>する手当であるため、「秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例」第4条第3項の定めを適用して、結果として延滞金を減免することになる場合もあると考えられる。しかし、同条例第6条で委任する「秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例施行規則」の定めによらず延滞金を徴収していない現状は同条例に反している。</p> <p>同様の事案が他にないかも含め調査が必要と考える。</p>
	<p>3 2 (P70)</p>	<p>児童扶養手当事務処理マニュアルの「児童扶養手当の適正受給のための取組について」によると、市等の窓口で配布するパンフレットやリーフレット、広報誌、ホームページ等において支給要件と合わせて資格喪失要件・支給停止要件及び過払金の返還を周知することが求められている。</p> <p>しかし、ホームページでは過払金の返還について記載されていない。パンフレットやリーフレット、及び広報誌は基本的に来庁した際にしか入手できないため、ホームページで周知することが必要である。</p>
(10) 乳幼児・小学生の医療費助成		
	<p>3 3 (P74)</p>	<p>平成28年度末に医療助成費に関する未収金残高が増加している。これは、平成28年度から本事業の対象が中学生までに広がったため、対象拡大への対応作業により業務が繁忙であったことにより、未収金を回収する努力が出来なかったためである。具体的には、平成27年度以前には書面での督促、電話、訪問を実施していたが、平成28年度には訪問が1件もできなかったとのことである。秋田市の債権管理マニュアルには必ず訪問を実施すべきとはされていないが、子ども総務課内で作成した「福祉医療費に係る未収金の催告等マニュアル」には催告と電話催告に応じない場合、又は約束不履行の場合に家庭訪問を実施することとされている。ただし、同マニュアルは未収金を回収するための対応例が示されたものであり、訪問を実施できなかったことが同マニュアル違反というわけではない。</p> <p>なお、平成29年度はこのような一時的な業務の繁忙要因は無いため、未収金の回収努力は実施できているとのことである。今後も継続的に未収金の回収に努める必要がある。</p>
	<p>3 4 (P76)</p>	<p>乳幼児・小学生の医療費助成事業は法で定められた制度ではなく、秋田市独自の取り組みとして実施している事業である。この</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要								
		<p>ため、法で定められた制度と比較して市民は本事業を知る機会が少ないと考えられることから、市民への周知がより重要となる。周知は、秋田市のホームページ（下表において①とする）、「福祉医療制度のご案内」という案内用紙（下表において②とする）、「秋田市に住所がある乳幼児（未就学児）および小中学生の医療費（保険診療）の自己負担分を助成します」という案内用紙（下表において③とする）、広報への掲載の4通りの方法で実施されている。しかし、各周知方法によって記載の方法や範囲が異なり、以下の問題点がある。</p> <table border="1" data-bbox="528 745 1343 1659"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 745 716 797">記載事項等</th> <th data-bbox="716 745 1343 797">問題点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 797 716 1227">申請手続に必要な書類</td> <td data-bbox="716 797 1343 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「他市町村からの転入の方は、前住市区町村発行の父母の所得証明書」と記載されているが、③では、「平成29年1月1日現在、秋田市に住民登録していなかった方は（以下略）」と記載されており、③の方が明確な記載である。 ➤ ①では「印鑑（認め印可）」とされているが、③では「認め印」とされており、無用の混乱を生む可能性がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1227 716 1373">医療費の自己負担額の計算方法</td> <td data-bbox="716 1227 1343 1373"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では医療費の自己負担額の計算方法の具体例が記載されているが、②と③には記載されていない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1373 716 1659">用語の使用方法</td> <td data-bbox="716 1373 1343 1659"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「マル福適用」という文言が用いられているが、ホームページ内では特に定義づけられているわけではない。「マル福」とは一般的に使用されているものの、制度の通称であることから、使用する際には定義づけすべきである。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>他の医療費助成制度も多数あり、医療費助成制度の全体像を市民が理解しづらい現状はあると思われるため、上記の問題点を認識したうえで、記載の統一を図ることが必要である。</p>	記載事項等	問題点	申請手続に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「他市町村からの転入の方は、前住市区町村発行の父母の所得証明書」と記載されているが、③では、「平成29年1月1日現在、秋田市に住民登録していなかった方は（以下略）」と記載されており、③の方が明確な記載である。 ➤ ①では「印鑑（認め印可）」とされているが、③では「認め印」とされており、無用の混乱を生む可能性がある。 	医療費の自己負担額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では医療費の自己負担額の計算方法の具体例が記載されているが、②と③には記載されていない。 	用語の使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「マル福適用」という文言が用いられているが、ホームページ内では特に定義づけられているわけではない。「マル福」とは一般的に使用されているものの、制度の通称であることから、使用する際には定義づけすべきである。
記載事項等	問題点									
申請手続に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「他市町村からの転入の方は、前住市区町村発行の父母の所得証明書」と記載されているが、③では、「平成29年1月1日現在、秋田市に住民登録していなかった方は（以下略）」と記載されており、③の方が明確な記載である。 ➤ ①では「印鑑（認め印可）」とされているが、③では「認め印」とされており、無用の混乱を生む可能性がある。 									
医療費の自己負担額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では医療費の自己負担額の計算方法の具体例が記載されているが、②と③には記載されていない。 									
用語の使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①では「マル福適用」という文言が用いられているが、ホームページ内では特に定義づけられているわけではない。「マル福」とは一般的に使用されているものの、制度の通称であることから、使用する際には定義づけすべきである。 									
(11) 児童保護措置費										
	35 (P81)	<p>助産・母子生活支援施設事業は、未来プランへの記載がない。この理由を子ども総務課に確認したところ、保護すべき母子がいれば法に基づいて保護すべきであり、本事業は福祉的要素が強い。</p>								

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>また、母子生活支援施設自体は民間の施設であることもあり、秋田市の計画の中で目標を掲げて記載することになじまないためとのことであった。ただし、未来プランには記載していないが、未来プランにおける基本施策6-2の「ひとり親家庭の自立支援の推進」に対応する事業であるとの回答も得た。</p> <p>現状では、本事業について、未来プラン内での目標は設定されておらず、目標に対する達成状況の評価も行われていない。しかし、社会福祉法第78条に従った評価を受けており、母子生活支援施設の運営状況は社会福祉法第78条第2項及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の3に基づき、第三者から評価されている。また、市でも指導監査により運営状況の監査がなされている。</p> <p>したがって、基本施策に対応する事業である以上、他の事業と同様に目標を設定することを検討されたい。</p>
(12) システム管理		
5 (P83)		<p>秋田市では、「情報セキュリティポリシー」により情報資産の範囲（対象）を定義しており、対象範囲となる情報資産については機密性、完全性及び可用性による分類を行い、その分類に応じて情報セキュリティに係る対策を定めている。すなわち、各情報システムの情報セキュリティ対策を講ずるためには、情報資産の範囲として特定され、その機密性、完全性及び可用性による分類が行われていることが前提となっている。</p> <p>監査の対象とした各情報システム（健康増進情報システム、子ども・子育て支援システム、新児童扶養手当システム、老人福祉医療システム）の情報システム管理者へ情報資産の範囲をヒアリングしたところ、いずれのシステムも情報資産の範囲としての特定がなされていなかった。また、各情報システムで取り扱う情報は、いずれも機密性の高い情報であるゆえ、全て“機密性2”以上と扱っているとの回答もあった。</p> <p>情報セキュリティ対策を要する情報資産の範囲、つまり対象を特定していない状況は、情報資産を機密性、完全性及び可用性の分類に相応する対策を十分に実施できる状況にないと言える。また、情報資産の分類なく“機密性2”と扱うという考え方は、情報セキュリティリスクが低い情報資産に対しても、必要以上の対策を施すことになり、非効率な対策を講じている可能性がある。</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		情報セキュリティポリシーを改めて周知し運用する必要がある。
6 (P84)		<p>情報セキュリティポリシーの構成は、情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めた「基本方針」と、基本方針に基づき庁内共通の情報セキュリティ対策の基準を定めた「対策基準」からなる。また「対策基準」を具体的なシステムや手順に展開して個別の実施事項を定めるものとして「実施手順」を定めることとしている。</p> <p>監査対象とした情報システムは、ハードウェア、ソフトウェア等及び運用に関して、ハードウェア構成やアプリケーション機能等の制限により部分的に情報セキュリティポリシーの基準に適合していない状況があるにもかかわらず、具体的な「実施手順」を整備していない。</p> <p>秋田市が情報セキュリティ対策基準の対象範囲とする情報資産は、情報セキュリティポリシーに準拠する必要がある。そもそも全てのシステムについて「実施手順」を策定する必要がある、監査対象とした情報システムにおいても「実施手順」を整備する必要がある。</p>
7 (P84)		<p>情報セキュリティポリシーでは、「サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し」と定めている。</p> <p>健康増進情報システムのサーバを設置する部屋は、保健センター内の電算室であるが、単独の空調装置がなく、外気と接する窓もあるため、冬季の低温の影響を受けてサーバに温度異常による障害が発生したことがある。温度や湿度を起因とする障害は、空調装置の整備によりある程度の予防ができることから、専用の空調装置を整備するなどの対策が必要である。</p>
8 (P84)		<p>情報セキュリティポリシーでは、「管理区域は、外部からの侵入が容易にできないように無窓の壁にする」と定めている。</p> <p>しかし、健康増進情報システムのサーバを設置する部屋の外壁には窓があり、外部からの侵入が可能と思われる場所にサーバが設置されている。情報セキュリティポリシーに従った運用となるために外部からの侵入を防止する措置を行うなどの対策が必要である。</p>
9 (P85)		情報セキュリティポリシーでは、「情報セキュリティ管理者は、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>に、当該情報システムに関連しないコンピュータ、通信回線装置および外部記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない」と定められている。</p> <p>しかし、健康増進情報システムのサーバを設置する部屋の中には、健康増進情報システムと関係のない、宛名印刷で用いるパソコンとプリンタを常設している。情報セキュリティポリシーに従った運用が必要である。</p>
10 (P85)		<p>情報セキュリティポリシーでは、「個人が管理しているIDは、他人に利用させてはならない。」「共用で管理しているIDは、共用IDの利用者以外には、利用させてはならない。」と定めている。</p> <p>子ども・子育て支援システムの利用者IDは、利用する職員個人毎に異なるIDが付与されており「共用ID」には該当しないが、人事異動時に前任者の利用者IDとパスワードを後任者が引き続き利用している状況である。</p> <p>また、情報セキュリティポリシーでは、「パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。」「パスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再利用してはならない。」と定めている。</p> <p>しかし、現行の健康増進情報システムでは、利用者ID、パスワードともに簡単に想定できる桁数（システム仕様上4桁設定）・文字列で構成している。またパスワードの定期的変更も実施されていない。</p> <p>情報セキュリティポリシーの趣旨を勘案した運用が必要である。</p> <p>なお、上記の監査結果及び意見は、平成29年8月31日に子ども育成課担当職員へのインタビューの結果に基づき、記載したものである。このことを受けて、平成29年10月18日に再度実施した子ども育成課担当職員へのインタビューを通して、平成29年10月1日から子ども・子育て支援システムの「利用者ID」及びパスワードの継続使用を廃止し利用者IDは職員毎に6桁の職員番号を用いること、パスワードは市の「情報セキュリティポリシー」を踏まえ英数字と記号を組み合わせる8文字以上とすること、職員異動時に利用者IDの棚卸しを実施すること、といったルールに改めたとの回答を得た。また、子ども・子育て支援システムの利用者IDを有する子ども育成課担当職員（1名）</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>の操作の下、子ども・子育て支援システムへのログイン認証動作を観察し、改めた利用者ID及びパスワードによって整備・運用していることを確かめた。</p>
	<p>3 6 (P86)</p>	<p>情報セキュリティポリシーでは、「情報システム管理者は、所管する情報システムの運用上で実施した作業について、あらかじめ作業内容を文書化するとともに、必要に応じて記録・保存しなければならない」と定めている。</p> <p>保健予防課の情報システム担当者が、健康増進情報システムのバックアップを日次でRDX媒体に取得し、媒体の交換も作業しているが、バックアップの成功可否について、「健康増進情報システム運用日誌」に記載していない。バックアップの成功可否の記録を、健康増進情報システム運用日誌に残すべきである。</p>
<p>1 1 (P86)</p>		<p>情報セキュリティポリシーでは、「情報システム管理者は、所管する情報システムにかかる各種アクセス記録および情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。」と定めている。</p> <p>しかし、現在の健康増進情報システムは、アクセスログを取得する仕組みがない。現行のシステム仕様上の制限のためやむを得ない状況であるが、利用者の識別及び認証も適切に整備・運用されていない状況であるため、不正アクセスのリスクが高い状況にある。</p> <p>次期システム導入にむけて、アクセス管理のあり方を検討するとともに、次期システム導入までの間、不正アクセスを防止するために、例えばアクセス記録台帳を整備するといった対策が必要である。</p>
<p>1 2 (P86)</p>		<p>情報セキュリティポリシーでは、「情報セキュリティ管理者は、人事異動等により基幹業務システム又は行政情報ネットワークシステムもしくは他の課所室等が管理する情報システムを利用する職員等に異動があった場合には、情報統計課長および情報システムを管理する情報セキュリティ管理者に直ちにアクセス権限の変更を依頼しなければならない。また、情報統計課長および情報セキュリティ管理者は、依頼に対し、適正にアクセス権限を変更しなければならない。」と定めている。</p> <p>健康増進情報システムにおける利用者へのアクセス権限の付与手続について、利用者の原課から保健予防課の情報システム担当</p>

指摘	意見	指摘及び意見の概要
		<p>者へメールでアクセス権限付与の依頼がなされた後、情報システムの担当者のみの判断でアクセス権限を付与している。なお、当該アクセス権限付与の手続は、保健予防課の情報システム担当者が、前任者から引き継いだものであり、マニュアル等で定められたものではない。</p> <p>情報セキュリティポリシーに従った運用が必要である。</p>
<p>13 (P87)</p>		<p>情報セキュリティポリシーでは、「情報セキュリティ管理者は、人事異動等により基幹業務システム又は行政情報ネットワークシステムもしくは他の課所室等が管理する情報システムを利用する職員等に異動があった場合には、情報統計課長および情報システムを管理する情報セキュリティ管理者に直ちにアクセス権限の変更を依頼しなければならない。また、情報統計課長および情報セキュリティ管理者は、依頼に対し、適正にアクセス権限を変更しなければならない。」と定めている。</p> <p>しかし、子ども・子育て支援システムの利用者は、システムの全ての機能へのアクセス権限が付与されており、ユーザの職務に応じたアクセス権限の範囲設定が行われていない。職務上、必要のないシステム機能にアクセスできる現行のアクセス権限の設定は不適切であり、改善する必要がある。</p>

以上